

市町村農地委員会の裁定により小作農に売却せしめ、自作農創設を強化す、但し五町歩未満にても委員会に於て必要と認むるときは売却せしむ但し地主の自作農地及地主の耕作希望農地は除く。

二、一時に大量の農地売買を行ふ必要より原則として市町村農業会にて一括買取り再配分を行ふ。

三、地主の入手すべき代金は信託預金、国債交付等により適當なる範圍に於て使用及び処分を制限しインフレを防止す。

四、所要資金は可及的自小作農家の手持資金による即時支払を奨励することとし、必要に於て現行の自作農創設維持資金制度を活用し、二十四ヶ年年賦利率三分五厘(内三厘政府補給)の低利資金を大蔵省預金部、勸銀、農林中金より融通す。右融資額は一応毎年二十億程度を予定しあり。

五、農地委員会の譲渡申込に於て地主に対しては地方長官に於て強制し得。

六、農地価格、田は大休賃貸價格の四十倍、畑は四十八倍を基準とし政府は之に對し報奨金を支給し地主並に小作農の双方の条件を緩和す。

七、現物小作料を明年産米以後金納に改め、その額は今年産米の地主價格を基準とす。

八、市町村農地委員会は地主、自作、小作の代表を以て構成す。

マ司令部新規通貨発行に許可制命令

マ元帥は三十日日本政府に對し聯合軍總司令部の許可なく一切の新規通貨の企画、意匠、印刷及び發行を禁止せり。右命令は大蔵省が司令部に對し本年末迄に額面千円及び五百円の銀行券を九百億円新規に追加印刷する計画なる旨通告したる後発せられたるものなり。

## 昭和二十年十二月

### 財界概況

終戦後既に五閱月、聯合軍最高司令部の指令に基き、我國の政治經濟文化の各部門は劇期的變革を蒙りたるが、本月に入り國家神道禁止、財閥關係会社の資産処分制限、農地制度改革に関する指令等相次いで発令せられ、国内の民主的体制は急速なる進展を示すに至れり。此間第八十九帝國議會に於ては、衆議院議員選舉法中改正、農地調整法中改正、労働組合法の三大法律を略々政府原案通り可決し、ポツダム宣言履行の忠実なる意志を表明したるも、十八日衆議院解散の詔書渙発せられ、憲法改正其他の重要案件の審議は挙げて新たなる議會に委ぬる事となりたり。

一方財界に於ては終戦後の弛緩状態を脱却するを得ず、殊にポレー大使の賠償に関する声明発表により、我國經濟が略々昭和六年滿洲事變勃発前の水準に逆転すべく、又財閥關係会社の資産が優先的に賠償に充当せらるゝ原則の宣明せられたることは、軍需会社に對する政府補償問題の未解決なる事と相俟ち、生産の停滞に拍車を掛けたるの觀を免れず、更に食糧供出の著しき不振勞々生活費の記録的昂騰を招來し、各部門に互り労働争議の頻発を惹起するに至れり。然も通貨は例年の如き巨額の臨時軍事費關係資金の撒布なきに不拘生活費昂騰に加へて財産税關係に基き預貯金引出著しく、此ため日本銀行券の發行高は月末五百五十億円の巨額に上り、インフレーションの悪性化は殆んど爆発寸前に近く、之が抜本的対策は真に喫緊の要務となれり。

### 金融状況

月中の政府資金撒布は、国債利払、外國為替價格差損補償金、石炭増産補償金

竝に預金部の石炭増産資金貸付金等ありたるも、一方軍前渡金の引揚も行はれたれば、月中政府資金の撒布超過額は、八億六千七百万円に止まり、戦時中の如き巨額の軍事費撒布による市場の潤ひを見ず、一方生活費の昂騰、財産税、新銀行券引換等に関する臆測、預金支払制限懸念等は頃来の換物傾向、預貯金引出に一層の拍車を加へ、現金需要は一段と旺盛化し軍需産業労働者退職金の三ヶ月定期預金期限到来の關係も加はりて、銀行、市街地信用組合、預貯金竝に郵便貯金等の引出は全国を通じて行はれ、又小口国債等の小額証券の売却、庶民金庫への借入申込み増加せり。此の間歳末に於ける大衆の浮動購買力吸収を狙へるスピード籤は買人氣殺到せるも、割増定期預金の成績芳しからず、大口預金の小口分散化、貯蓄性預金の当座的預金への預け替へも盛んに行はれたれば、市中金融機関の金繰りは愈々窮屈化せり。

更に軍需産業会社に就ては事業の停止に依り従業員に対する給料、其他社債利払資金等にもこと欠く窮状に在り。軍需融資指定銀行に於ては、従来の取引關係上救済的融資の已む無き向もあり。旁々財産税連脱の爲と覚しき定期預金担保貸出も当局の貸出抑制方針にも不拘、増加し来りたれば、市中金融機関の手許は愈々逼迫を告げたり。さればコール市場に於ても従来出手たりし地方銀行筋も取り手に変わり、出合頗る不円滑にてレートは無条件中心九厘に迄昂騰、市中金融機関の年末所要資金は其の殆んどを本行貸出に依存する情勢となり、銀行方面は勿論短資業者にありても本行に融資を求むる向急増し、本行貸出は月中八十二億五千七百万円を増加、遂に三百七十八億三千八百万円に達せり。従て本行券の膨脹振りは愈々急調となり、月末接近につれ日々六億円台を下らず、月中の膨脹高は七十六億三千六百万円に達し、年末實際発行高は五百五十五億一千五百万円に上りたり。之を終戦當時に比すれば二百六十一億四千四百万円の膨脹にして、大東亜戦争中に於ける増加額二百三十三億九千三百万円を上廻るに至れり。

尚大蔵省に於ては戦後産業経済再建に遺憾なからしむるため、金融界、産業界及び学界等各方面の権威を網羅する金融制度調査会を設置し、金融制度全般に渡り根本的再検討を加へ、之が整備改善を行ふこととなり、十九日第一回總會を開會、爾後五部会に分け研究することとなり。

## 有価証券市況

〔株式〕

市場は前月に引続き依然閉会裡に在りて場外取引に終始し、興業株、織維株、電鉄株及一般平和産業株を中心として取引せられ、商況は月初前月に引続き底堅き商情を示せるも、織維株は鐘ヶ淵工業の無配顛落より人氣冴へず軒並軟化し、下旬に至る迄軟調を持続せり。

然るに中旬に至り思惑買の反動より西節に於て電鉄株を中心に諸株反落に転じ、西安移より東節全般に軟調を呈し年末換金券々売物殺到し一部興業株及百貨店株を除き続落し、下旬船株及織維株の急騰を見たるも一般に年末關係より見送り人氣強く商内頓に閑散となり概ね軟調に終始せり。

〔公社債〕

起債市場は終戦後起債皆無となり、償還期限到来せる東北、中国、九州各配電会社債、山陽電鉄社債も借換不能のため現金償還の余儀なき状況なりしも、本月になり倉敷紡織社債の償還期限到来を機とし、同社が平和産業たると、起債市場打診の意を含め借替発行乍ら終戦後初めての社債発行を見たり。発行条件左の如し。

発行金額	利率	発行価格	期限(円据置)	払込日
六百万円	三・三%	九九・五〇円	一〇年(三)	一一・二六

## 産業概況

終戦後より引続ける産業界の癱痺は之が克服官民間に要望せられ居るに不拘、大なる進捗見る能はず、概ね悲觀的なる状態に在り。政府は茲許石炭増産、食糧対策、失業対策等に付き、諸措置を講じ居れるが、民間に於ても自主的統制機関の設立、産業新組織に関する意見の具申等行はれ、戦後復興への意図少からざるものありと言ふべきも、生産は依然空襲に依る設備の破壊少からざること、原料資材の不足せること物価騰貴の傾向治らざること等の経済的なる原因並に補償問題、賠償問題の未だ明瞭ならざること等の政治的情勢に災され其の向上見るべき

ところ少く、聯合軍司令部より民需製造再開に關し更に促進方を指令せらるゝ状態なり。賠償問題は、賠償委員團長ボーレー大使の声明に依り、略明確にせられたるが、右声明は未だ中間措置としての提案を示したるに過ぎず、前途の見透に關し種々なる憶測行はれつゝあり。斯かる状況の下に物価は過般生鮮食品に付き、公価の枠を外せること十二月中金屬類に付き、大幅の公価引上げを行ひたること等に依り昂騰顯著にして、之に伴ひ生計費の昂騰を中心とする物価の昂騰を理由とし、賃銀の引上げを要求せる労働爭議頻発し社會情勢不安なり。尙戦災者に対する住宅問題も製材能力の低下、輸送力の逼迫等を主たる隘路とし、解決の見透し付かず、一般に不満の氣分を醸成し居れり。

失業者總数は厚生省の調査に依れば、十二月一日現在に於て三百十九万余人なるが、申告の虚偽もある模様にて実数は凡そ五百万人と推定せられ居れり。失業中中には露店商人其他閑屋と称すべき者を少からず含むものと思はれ、之等は最近の物価高騰に伴ふ實質賃銀の低下に依り積極的なる就業意欲無く、他方企業側に於ても概ね生産の停滞に依り新規雇傭はれ居らず、失業問題は早急なる解決を望まれず、刻下の急務たる石炭の増産に付きては、政府に於て採炭資材の手当、炭鉱勞務者に対する賃銀の引上げ、加配米の給与等の措置を講ずることに依り、十二月中出炭量は八十四万噸と前月に比し三十万噸の増加を示したるが、終戦直前の七月出炭量二百七十八万噸に比し猶三分の一の低率に過ぎず、勞々戦時中の濫掘に依り出炭力の低下し居れる事情をも考慮せば、前途樂觀を許さざるものと言ふべし。

鉄鋼の需給に關しては、戦時中の一季平均百万噸の供給に対し本年第三四半期十五万噸と見込れ、先に政府より之が需給計画発表せられ居りたるが、配炭事情の悪化に依り実績は二万五千噸に過ぎず、尙第四四半期は配炭の一層の窮屈に依り熔鋳炉の保温にも事欠き需給の見込立たざるに至れり。因に入幡製鉄所に於ける熔鋳炉の稼動状況を見れば、十一月末現在に於て十二基中四基のみが復旧調整途上の出鉄を行ひ居るのみにて、他は漸くバンキングを行ひ居る程度なり。

本年度産米第一回予想收穫高に基き、米穀供出は当初割当三千万石と決定せられ居りしが、爾後最終予想收穫高四千二百九十六万石と決定せられたるに依り、

米雜穀のみに依る二千六百五十九万石に変更せられたり。之が供出状況を見るに十二月上旬迄の全国供出実績僅かに二百九十三万石と割当の一割強に過ぎず、昨年同期の九百五十四万石に比すれば成績頗る悪し。此原因は風水害に依る收穫減に影響さるゝ事元より大なりと雖も、終戦後の社會情勢並に食糧事情見透の不安に伴ふ供出意欲の欠如、戦時中の供出督励に対する反動的反感等にして政府は之が対策として報奨制の拡大を圖る一方、各大臣を地方に派遣し供出の督励を行はしむることとなり居れり。尙先般聯合軍司令部より農地制度の改革に關し必要な措置を採るべき旨指令し來りたるが、之に対し政府は農地の解放、小作料の金納化を中心とする農地調整法中改正法律を臨時議會に提出し、之が協賛を経て十二月二十八日法律公布の運びとなりたり。

商品市場は生鮮食品の公価撤廢に伴ひ、食品關係其他雜貨の出廻良好なるが、一時の買漁風景治りて買控の傾向窺はる。右は商品價格の依然高きことも一因なるべきが、一般に漸次生活資金の涸渴を來し居れる証拠と思はる。

十一月中生鮮食品の公価撤廢、米穀買上價格の引上行はれたるに次ぎ、十二月中鉄鋳、非鉄金屬、輕金屬及び電力の價格調整金廢止に伴ふ大幅の公価引上、米穀買上價格引上に伴ふ消費者売渡價格の引上、塩賠償價格引上等行はれ、爲めに東京小売物価指數は十一月中平均四三・七(大正三年基準)に対し十二月八二七・一、卸売物価指數十一月中平均三〇七・八(昭和八年基準)に対し四四一・二と夫々著騰を示し居れるが、他面所謂闇取引も、財産稅施行に対する脱稅方法としての換物思想等に伴ひ依然横行し居れるものゝ如く、特に地方に於ける奢侈消費品の騰勢窺はる。

## 要 録

### 食糧証券発行

(一) 十二月二十四日食糧証券(第四十四回)額面十三億二千五百万円は内三億五百万円を現金償還殘額に付左の通借換發行せらる。

食糧証券(第四十六回)額面十億二千万円(本行引受)

割引歩合 日歩六厘五毛

支払期日 昭和二十一年二月二十五日

### 新紙幣発行に許可制

聯合軍最高司令部は三十日政府に対し同司令部の許可なくして新紙幣を圖案し、或は印刷し又は発行する事を禁ずる旨命令せり、右指令要点次の如し。

一、日本政府は毎月日銀券流通高および未発行分、回収された額、取消された額および紙幣印刷の全量を報告すべきこと。

一、国債その他の有価証券については毎四半期毎に報告すべきこと。

### 本行の閉鎖金融機関債権の代行弁済受領

大蔵省の通牒に依り本行に於ては聯合軍最高司令部の指令に基き閉鎖せる戦時金融金庫その他外地外国の金融機関等に対し債務を有する者の弁済について代行受領することとなり、要項次の如し。

一、閉鎖機関の債務者より期限到来せる債務の弁済の申出あれば閉鎖機関に代り之を受領し仮領収書を交付す。

二、右代行弁済受領に依り債務者と債権者たる閉鎖金融機関との間の債権債務関係が終局的に消滅するものに非ず、後日特殊整理人に依り処理される。

### 金融制度調査会設置

大蔵省に於ては金融制度全般に涉り根本的再検討を加へ、整備改善を行ふこととなり、金融制度調査会を設置、五日その設置要綱を発表せり、而して同会には五部会を設け左記事項を主として担当し研究することとなり。

(第一部会) 金融制度全般及日銀制度に関する事項

(第二部会) 日銀以外の特別銀行、金庫其の他の特殊金融機関(預金部を含む)

(第三部会) 普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、信用組合及無尽会社

(第四部会) 保険会社制度

(第五部会) 証券取引所制度、証券引受会社及有価証券業者

### 国債貯金制度の廃止

大蔵省に於ては国債貯金制度を廃止しこれ迄の国債貯金は一年以上の定期預金又は据置貯金に振替へしむることとし、これに関する大蔵、農林省令を二十日附

国内経済調査(上) 昭和二十年十二月

官報を以て公布せり。尚同時に職域組合及地域を中心とする各種の貯蓄組合の戦時中の貯蓄は希望により自己貯金に振替ふるも差支無き取扱とせり。

### 聯合軍司令部三百三十六社の資産処分を制限

聯合軍司令部に於ては十一日財閥其他の大持株会社十八社の子会社三百三十六社の活動に制限を加へ、且持株譲渡を制限する様日本政府に指令せり、指令内容次の通り。

一、各社の新規株式乃至社債の発行、配当支払の発表、或は日常業務遂行上所要とする以外の如何なる資金又は資産の処分をも禁止す。

一、各社は一切の手許現金を給料及び小額現金支出に要する分を除き各自の銀行勘定に預入れ同時に総ゆる種類の売上げ代金、貸付金回収並に一切の収益金も同様預入すべきものとす。

一、各社の常務役員は総て今年六月当時の俸給以上の額の支払を受けることを得ず、又賞与金贈呈金乃至退職金の支払も一切停止せらるゝものとす。

### 預金部資金運用も許可制

聯合軍司令部は十八日附を以て政府に対し預金部資金の明年一月一日より三月三十一日迄の利用計画は聯合軍司令部の許可を要し、政府、県庁、地方公共団体に対する資金の撤布を制限すべき旨政府に対し指令せり。

### 聯合軍最高司令部日本証券取引所特殊勘定閉鎖命令発令

聯合軍司令部は五日政府に対し日本証券取引所に於ける証券市場操作工作に關する特殊勘定による通貨証券その他の資産一切を封鎖し、その取引を禁止すべき旨命令せり。

右は従来戦時金融金庫に於て行ひ来りし証券市場操作工作勘定を日本証券取引所に於て引継ぎたるものにして、九月三十日現在に於ける所有証券総額は二億八千八百万円なり。

### 経済情勢を毎週報告本行外十一機関

聯合軍司令部に於ては二十四日日本政府に対し日本経済に關する報告書を毎週提出する様命令して来りたるが之により報告提出の要ある関係機関は次の通りなり。

日本銀行、内閣統計局、商工省、復興院、逓信院、厚生省、内務省、農林省、大蔵省、日本倉庫協会、日本百貨店協会

見返物資小笠原商相説明す

小笠原商相は十一月二十九日の衆議院本会議に於て聯合軍司令部への輸入要請品目並に其の数量、見返り物資の品目及び其の金額を明かにせり、詳細内訳左の如し。

▽輸入要請

(数量千瓩、但し石油キロリットル金額千円)

品目	数量	金額
穀類	三、三九六	一、一〇五、六三〇
石炭	一、一三〇	六七、六四〇
鉄鉱石	八五〇	四一、〇四〇
塩	一、〇五〇	二九一、四五〇
棉花	一八〇	四四〇、〇〇〇
非鉄金屬	一二八	二六、三五一
石油類	六五三	三九、八八四
その他	—	三七九、一五六

昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案

(単位 百万円)

区分	昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案				
	二十年度	二十一年度	二十二年	二十三年	二十四年
△歳入	一七、七一九	一一、〇〇五	一一、四六八	一一、七四七	一一、九三七
△普通歳入	一三、九四一	九、二四九	九、三三三	九、三六〇	九、三七〇
租税収入(印紙収入を含む)	二、七三〇	一、六四一	二、〇二一	二、二七二	二、五五一
官業諸収入	一、〇四八	一、一一五	一、一一五	一、一一五	一、〇一五
其	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九
日本銀行納付金	七三八	八〇五	八〇五	七〇五	七〇五
△歳出	二一、二一六	七、二〇八	七、二四三	七、二六三	七、二八四
△特殊経費	—	—	—	—	—

合計

(註) 二割の変動の場合

▽見返り物資

品目	二十年度	二十一年上期	同下期	合計
織維製品	一〇七、〇〇〇	六七、九〇〇	八三、六〇〇	一、六二二、五九〇
化学製品	四六、二六	一四、三〇〇	一九、二六〇	三、五七三
機械類	一三、二〇四	一五、八三〇	一九、三三〇	四九、三六四
雑貨	—	五、六三〇	九、三五〇	一七、〇〇〇
農水産物	三、三三三	一三、八七〇	一五、五五	三〇、七九〇
美術工芸品	三、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
合計	三〇、二六四	三〇、二六四	三〇、二六四	三〇、二六四

(二十年度)

(二十一年度)

財政五ヶ年計画蔵相説明

澁沢蔵相は五日の衆議院予算総会に於て昭和二十一年度以降五ヶ年度に亘る財政收支計画の概略に就き説明を行ひたり、右概略案次の如し。

皇室費	四	五、七〇〇	四	五、七〇〇	四	五、七〇〇	四	五、七〇〇
國債費	四、四九八	五、七〇〇	四	五、七〇〇	四	五、七〇〇	四	五、七〇〇
年金及恩給	五六三	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
地方分与税分与金特別会計へ繰入	一、一六一	九六四	九六四	九八二	九八四	九八四	九八四	九八四
警察費連帶支弁金	七三	八〇	八八	八八	九七	九七	一〇七	一一七
義務教育費国庫負担金	一五一	一五九	一五九	一六七	一七五	一七五	一八四	一九三
青年学校教員費補助	三三	三四	三五	三五	三六	三六	三八	三九
軍事扶助費	一四一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
諸払戻及補填金	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
稅務交付金	五二	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
國庫予備金	四、二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
臨時軍事費特別会計へ繰入	一〇、一一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
外地特別会計へ繰入	一〇二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
△一般費	七、七三三	四、三三四	三、三〇〇	三、三〇〇	二、九九〇	二、九九〇	二、七三一	二、七三一
補助費	五、六〇二	二、五九五	一、七八一	一、七八一	一、四六一	一、四六一	一、二〇二	一、二〇二
價格差補助	二、七七四	一、〇一三	五二九	五二九	二〇九	二〇九	〇	〇
特殊会社等補助	二二四	一三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇
其他	二、六〇四	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二	一、一五二
一般行政費	二、一三一	一、七三九	一、五一九	一、五一九	一、五二九	一、五二九	一、五二九	一、五二九
△陸海軍兩省經費	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他		二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇
臨軍借入金利子		四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇	四五〇
政府公約の補償金等の利		一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
△計	二八、九五一	一三、六九二	一二、六九三	一二、六九三	一二、四〇三	一二、四〇三	一二、一六五	一二、一八五
歳入歳出差引財源過不足額(△)	△ 一一、二三三	△ 一、六八七	△ 二二五	△ 二二五	三四四	三四四	七七二	一、〇三五

(備考)

一、本調に計上の数字は概数にして今後精査の結果相当異動を生ずることあるべし。  
 二、本調に於ては現地部隊の給与等に要する経費は臨時軍事費特別会計の支出残額を以て支弁するものと予定す。

鉄鋼協議会の設立

十一月一日民間業者に依る自主的統制を目的として日本鉄鋼協議会設立せられ、鉄鋼統制会の解散を俟つて其の業務を引継ぐものとせられたり。右に対する業者の参加は普通鋼会社、特殊鋼は大会社、鍛鋼は各社の単独参加、特殊鋼の小会社、鑄鋼は団体参加とせられ居れり。

短繊維生糸の使用許可

聯合軍司令部十一月一日指令に依り九月二十五日以降凍結せられ居りたる在庫短繊維生糸は民需用衣類毛布製造の爲の使用を許可せられたるが、之に依り短繊維生糸二百万封度が放出せらるゝ外、既に仕掛中の二百万封度の衣料生産完了せらるゝこととなりたり。

米賠償委員団長ポーレー大使の中間報告

十二月七日米賠償委員団長ポーレー大使は賠償問題に関する中間報告を発表せり。右中間報告に依り賠償問題に対する方針略々明確にせられたるが、其中、我国工業施設除去に関する中間措置として撤回を主張せられ居れる各工業部門別工場並に施設の数量其他左の如し。

工作機械

一、工作機械製作能力の半分

二、日本陸海軍工廠に於ける一切の生産設備及び全航空機工業、球軸受並にローラーベアリング製造用の全工場の生産設備更に航空機用發動機製造全工場の生産設備

造船所

三、日本占領の爲め必要な船舶修理施設を除く国内二十造船所の一切の設備及び

附設々備

鋼 鉄

四、年額三百五十万噸を超える一切の製鋼能力

電 力

五、日本に於ける火力発電所の半分

化学工業

六、接触法に依り硫酸を製造する工場の全部(但し亜鉛、鉛、銅其他重水力精錬より生ずる余剰ガスの再生に必要な工場を除く)ソルヴェイ法に依る日本の最新曹達灰製造の四大工場、苛性曹達製造の最新式大工場四十一の中の二十工場

軽金属

七、マグネシウム及びアルミナ製造全能力並にアルミナよりアルミニウムを採取する能力の全部(但し屑マグネ及び屑アルミの加工施設並にマグネシウム及びアルミニウムの仕上に使用するストリップ工場、圧延工場、分離工程施設等を除く)

在外資産

八、日本政府、天皇及び皇室、財閥を含む一切の日本人から日本本土以外に存在する凡ゆる資産の所有権又は支配権を奪取す。日本本土以外には聯合各国及び中立諸国同様台湾、朝鮮、満洲其の他の中国各省、馬來、蘭領東印度をも包含す。

金及び貴金属

九、日本の蓄積した金其他の貴金属は之をサンフランシスコの合衆国造幣廠に送り、其の処分決定せらるゝ迄保管す。

財 閥

一〇、マッカーサー元帥が巨大持株会社即ち財閥の破壊について明かにせる政策を実行する一助として、賠償を取り立に当り財閥の所有若くは支配する財産を優先的に之に当つる事とす。

即ち他の条件にして同一なれば、財閥の所有乃至支配する工場を財閥以外の独立私工業工場より先に取り立てる事とす。

農地改革に関する聯合軍指令

十二月九日、聯合軍司令部は政府に対し農地の解放を中心とする農地制度の改革を行ふべき旨指令し来りたり。右に依り政府は、明年三月十五日迄に農地制度改革に関する計画の提出を求められ且つ之が達成の全責任を有せしむる事とせられ居れり。指令の要旨左の如し。

一、日本政府は民主主義的傾向の復活強化に対する經濟的障礙を除去し、人格の

尊嚴を確立し従来農民をして數世紀に亘る封建的圧迫の下に呻吟せしめたる經濟的桎梏を破壊する爲め、土地耕作人に其の労働の成果を享受し得る如く平等の機会を保証すべき措置を講ずべし。

二、本指令の目的は全人口の半分が耕作に従事し居れる土地の農業的機構を害し來れる禍因を除去するに在り。右禍因中に甚しきものを列挙せば左の如し。

A、甚しき土地所有の零細化。

B、小作人に対して極度に不利なる小作制度。

C、高率利子を伴へる尨大な農家負債は依然巨額に上り居れるが爲めに、現在全農家の半数以下が農業収入を以て家計を賄ひ得るに過ぎず。

D、商工業に厚く農業に薄き政府の差別的財政々策。

E、農民の利益を顧みることなき農家及び農業団体に対する政府統制。

三、日本政府は聯合軍司令部に対し、一九四六年三月十五日若くは其れ以前に農地改革計画を提出すべき旨命令せらる。右計画には左記各項を包含せざるべからず。

A、不在地主より耕作者への土地所有権の移転。

B、公平な價格に於て非耕作所有者より農地を購入すべき規定。

C、小作人の所有に相応せる年賦額による小作人の土地購入に関する規定。

D、小作人たりし者が再び小作人に転落するを合理的に防止すべき規定、かゝる保証は左の各項を含むべきなり。

(1) 合理的利率による長短期農業資金貸付

(2) 加工業者及び配給業者による搾取り農民を保護すべき措置

(3) 農産物價格の安定を行ふ措置

(4) 農民に対する技術其他知識の普及計画

(5) 外農業分子の支配から解放され日本農民の經濟的向上を目的とする農業労働組合運動の育成計画

E、日本政府は上記各項に加へ更に農業をして国民所得中より其の貢獻に相應しき分前を得せしむるに必要と看做さるゝ他の提案をも提出すべし。

国内經濟調査(上) 昭和二十年十二月

食糧輸入促進協議会の新設

政府は食糧事情の急迫化に対処し外米輸入の促進を期する爲め西山終戦連絡事務局次長を委員長とし内閣、大藏、農林、商工、運輸、厚生の各省關係課長を委員とせる食糧輸入促進協議会を新設することとし、十二月次官會議に之を附議決定せり。右協議会は輸入に関する諸般の連絡調整と其の促進に當る外、輸入促進目的として資料の蒐集作成を行ひ輸入対策の万全を期することとなり居れり。

石炭、鉄鋼、非鉄金屬、輕金屬及び電力の價格調整補給金の撤廃並に之に伴ふ價格の引上

十二月十一日政府は石炭、鉄鋼、非鉄金屬、輕金屬及び電力の價格調整補給金の撤廃と之に伴ふ價格の引上げを発表せり。各補給金の打切り時期は石炭二十四年度以降、鉄鋼二十一年度以降、非鉄金屬二十年十二月一日以降、アルミニウム二十一年度以降、電力二十一年度以降とせられ之に伴ふ物資別價格引上げは左の如し。

一、石炭

(イ) 現行販売價格應当り平均二十円十三銭を八十五円に改訂(昭和二十年十二月一日より適用)

(ロ) 但し價格調整補給金は二十三年度迄繼續し、生産条件の安定を図るとす

二、鉄鋼

(イ) 現行價格應当り銑鉄九十円、鋼材丸棒ベース百八十九円を銑鉄八百三十円、鋼材丸棒ベース千六百八十円に夫々改訂(昭和二十年十二月一日より適用)

(ロ) 但し本年下期の生産条件悪き爲め明年三月迄價格調整補給金の支給を続行す

三、非鉄金屬

現行價格應当り銅千八百円、鉛五百七十円、亜鉛最高八百四十円、並七百六十円を銅七千五百円、鉛千八百円、亜鉛最高二千四百円並二千三百円に夫々改訂(昭和二十年十二月一日より適用)



四、アルミニウム

現行価格應当り四千百円を概ね八千円程度に改訂(本年十月以降生産のアルミニウム地金に適用)

五、電 氣

電燈料金、電力料金共に明年一月より現行価格を六割方引上

貿易庁官制

十二月十四日附官報を以て貿易庁官制公布せられ即日施行せられたり。

昭和二十年十二月十三日勅令第七百三十三号貿易庁官制

石炭庁官制

十二月十四日附官報を以て石炭庁官制公布せられ即日施行せられたり。

昭和二十年十二月十三日勅令第七百五十五号石炭庁官制

重要産業部門に於ける新産業組織に関する意見

重要産業協議会は「重要産業部門に於ける新産業組織に関する意見」を立案し、予而之を經濟団体聯合委員会に提出し居りたるが、同委員会に於て一部修正の上承認せられたるを以て、十二月十九日重要産業協議会より意見書として商工省に提出せり。同意見書の要旨左の如し。

一、半官的統制機関を解体し、業界の創意を基盤とする民主々義的自治機構を編成す。現下の諸情勢から計画經濟は絶対に必要なりと信ずるもこれを業者の自律的統制に依つて運営す。

二、基幹産業と中小工業の相違、特色を把握し、中小工業に關しては協同組合的機構を採用するも基幹産業たる重要産業部門に關しては別個の扱をなす。

三、重要産業部門の産業組織は独占排除を強調し公共的性格を明確にす。之が法的措置としては産業基本法に依り政府は独占化防止の監視をなす。更に官制に依る重要産業統制委員会を常設し、之に消費者代表を加へ、官民の公平な意見を重要産業運営に反映せしむることゝす。

四、団体の内部的運営を特に民主々義化し会長の獨裁性を払拭し理事会の意見を尊重す。

五、重要産業界の新組織の原則は産業別団体—經濟部門別綜合団体—中樞經濟団

体とす。

米穀売渡價格の値上

昭和二十年産米政府買上價格は先頃石当り百五十円に引上げられたるが、之に伴ひ売渡價格に付ても價格の更改必要とせられ、現下の消費者負担力、國家財政等と睨合せて検討せられたる結果、石当り七十五円と決定、十二月二十六日農林省より発表せられたり。

塩賠償價格引上

政府は今夏の塩田災害、石炭價格の引上其他の製塩諸条件の変化に対応する為め、塩の賠償價格を改正し、十二月二十九日大藏省告示を以て発表せり。新賠償價格は應当り平均五百八十四円(従来平均二百六十四円)にして十二月一日以後の収納塩に適用せらるゝ事となれり。

農地調整法中改正法律

過般政府は農地改革に關する法案の作成を急ぎ、農地調整法中改正法律案として八十九臨時議會に提出し居りたるが、右は去る十八日議會を通過し、十二月二十九日附官報を以て公布せられたり。同改正法は自作農の創設及び小作料の金納制実施を目的として農地調整法の主要部分を改正せるものにして、此の骨子は左の如し。

- (一) 不在地主の所有地解放及び在村地主の農地保有限度を定めたること。
  - (二) 自作農地創設の方法と其の為めの強制力を規定せること。
  - (三) 農地に關する権利の設定と移転に付き認可を要することゝせること。
  - (四) 農地売買價格に付き統制を規定せること。
  - (五) 小作料を原則的に金納化し且つ其の料率の引上げを禁止せること。
  - (六) 市町村農地委員会、都道府県農地委員会の構成及び機能を規定せること。
- 昭和二十年十二月二十八日法律第六十四号農地調整法中改正法律

労働組合法

政府は聯合軍司令部の社會秩序の民主々義化に關する要求五原則中の重要な項目をなす労働組合の結成促進に付き、先づ之が法規を整備する方針の下に八十九臨時議會に労働組合法案を提出し居りたるが、右は十二月十八日議會を通過

し、同二十二日附官報を以て公布せらるゝに至りたり。同法は(イ)労働組合設立を自由とし、届出制をとれること (ロ)組合の団体交渉権を認め居れること (ハ)特別の場合を除く外、罷業をなすも不法にあらざるを認め居ること等の点に於て労働立法上劃期的意義を有す。

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一号労働組合法。

賠償協議会官制

十二月二十二日附官報を以て賠償協議会官制公布せられ即日施行せられたり。昭和二十年十二月二十日勅令第七一〇号賠償協議会官制。

## 昭和二十一年一月——三月

### 財界概況

新年年頭畏くも国運振興の詔書渙発せられ官民挙げて平和主義に徹し民生の向上に努むべき大方針宣明せられたるが、三月六日内閣より公表せられたる憲法改正草案要綱も此線に沿ひ天皇の地位を国民の総意に基く日本国及その国民統合の象徴なりとして主権在民の原則を確立すると共に特に戦争の抛棄なる項目を設け紛争解決の具として戦争及武力の行使を永久に抛棄する趣旨を明かにせり。此間聯合軍最高司令部は一月四日付右翼的団体結社の解散、好ましからざる軍国主義的人員の公職よりの解任罷免の指令を始めとして、同月二十二日には極東国際軍事法廷開設命令により戦争犯罪容疑者を峻厳に審判すべき旨指令、着々民主化の実現に努むると共に、一月二十日付を以て約四百に上る航空機工場陸海軍工廠を賠償充当の爲め司令部に接収さるべき旨指令、更に同月二十四日には政府借入金支出削減に関する指令、同月三十日には預金部簡易保険の投資貸付禁止に関する指令を相次ぎ発したり。

一方政府に於ても右指令に基づき国内法令を制定すると共に、爆発寸前に迫れ

国内経済調査(上) 昭和二十一年一月——三月

るインフレーション防止の目的を以て一月十一日財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税法を公表したるも、新券引換の關係上調査期日を将来の特定日としたる結果は生活費昂騰と相俟つて滔々たる預金引出を惹起し、日本銀行券発行高は一月末五百八十五億円を示し、二月に入るや竟に六百億円の閥門を突破するに至れり。茲に於て在来預金引出【原本のまま——引出制限】の誤りか【は絶対行はざる方針を堅持し来たれる政府も竟に之を黙過するを得ず極秘裡に新券印刷に代へて証紙の印刷に着手、その準備も略々整ひたる二月十六日午後緊急勅令を以て金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令を公布即日施行【原本のまま——発表は十六日であるが、公布および施行は十七日】し、尚之が効果的運営を期する目的を以て食糧緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令を公布施行、更に戦後物価対策基本要綱、緊急就業対策要綱をも発表し金融非常措置がインフレーション防止の綜合対策の一環たることを示せり。此の如き我国金融経済史上劃期的措置を實行したる結果日本銀行券は二月十八日の六百十八億円を峠として十九日以降収縮に転じ三月十二日百五十二億円に減じたり。

然れども非常措置実施後に於ける物価は必ずしも予期せられたる程度の下落を示さず、殊に生活必需品の価格並に配給統制の再開に伴ひ此等物資は急激に市場より消滅し、此の爲め一般の生活費支払の爲の預金引出は金融緊急措置令の限度一杯迄行はれかくて三月十三日以降日本銀行券は再び膨脹に転じ三月末には二百三十三億円に達したり。茲に於て非常措置実施後未だ幾何ならずして早くも強化の必要に迫られ三月二十一日金融機関の融資限度を二十日現在に釘付ける事とし、更に月末金融緊急措置令の定むる預金引出限度の縮減等を四月一日以降実施する旨発表するの止むなきに至れり。尚三月二十四日二十一年度の予算案の審議に当り財政均衡確保の建前より既発国債利払費の削減を決定せる事は政府が擬制資本整理の第一歩を踏み出したるの意味に於てその財政経済に及ぼす影響極めて深刻なるものあるを思はしむ。

### 金融状況

当期金融状況は期央金融緊急措置令及び日銀券預入令の実施に因り、其の前後